

松山市DX推進補助金における中小企業者の範囲について

松山市DX推進補助金における中小企業者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

○下表の左欄に掲げる業種の区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当する者

表

業種	資本金		常時雇用する従業員数
卸売業	1億円以下	又 は	100人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
小売業	5,000万円以下		50人以下
その他の業種（製造業・運輸業 ・建設業等を含む）	3億円以下		300人以下
医療法人・社会福祉法人			100人以下

※協同組合等の組合，一般社団法人，公益社団法人，一般財団法人，公益財団法人，宗教法人，学校法人，農業組合法人などは補助対象外となります。

備考

この表において「常時使用する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。